

最高裁秘書第3403号

令和元年7月10日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様



最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦

司法行政文書開示通知書

令和元年5月21日付け（同月23日受付、最高裁秘書第2803号）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

苦情申出に関する統計（期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

苦情申出に関する統計

(期間:平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

前年度からの繰越	苦情申出件数						苦情申出を受けての最高裁判所の判断等						備考					
	原判断 庁		苦情申出の理由				苦情申出を受けてから委員会に 諮問した日までの期間				(苦情 申出取下等) その他	次年 度への繰 越						
	最高 裁 判 所	下級 裁 判 所	不開示 情報	文書 不 存 在	存否 応答 拒否	その 他	諮 問	30 日 以 内	30 日 超 3 月 以 内	3 月 超 6 月 以 内	6 月 超 1 年 以 内	1 年 超						
8	162	124	38	45	81	17	29	140	139	115	19	4	1	0	0	1	30	

前年度からの繰越	答 申 件 数	答申を受けての最高裁判所の判断等						備 考					
		最高裁判所の判断		委員会の答申を受けてから判断までの期間									
		原 で判 断 ある とし たも の妥 当の 部	妥 原 で判 断 な いと し たも の部	原 で判 断 な いと し たも の妥 当の 部	(苦 情 申 出 取 下 等) その他	30 日 以 内	30 日 超 3 月 以 内	3 月 超 6 月 以 内	6 月 超 1 年 以 内	1 年 超			
10	113	110	108	2	0	0	110	0	0	0	0	13	